

平成22年第1回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成22年1月26日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時46分

◎出席議員（16名）

2番	渡辺健寿君	3番	久保居光一郎君
4番	高德正治君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（2名）

5番	五味渕博君	12番	大野曄君
----	-------	-----	------

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤照雄君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
総務課課長（危機管理担当）	平山孝夫君
税務課長	羽石浩之君
市民課長	高橋博君
こども課長	堀江久雄君
農政課長	荻野目茂君
商工観光課長	鈴木重男君
環境課長	小川祥一君

都市建設課長	岡	清	隆	君	
上下水道課長	栗	野	育	夫	君
学校教育課長	駒	場	不二夫	君	
生涯学習課長	鈴	木	傑	君	

◎事務局職員出席者

事務局長	澤	村	俊	夫
書 記	藤	田	元	子
書 記	佐	藤	博	樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
（議長提出）
- 日程 第 4 議案第2号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）につ
いて（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（水上正治君） おはようございます。ただいま出席している議員は16名です。5番五味 博議員、12番大野 暉議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成22年第1回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日午前9時より議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

平成22年第1回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

2010年の新しい年を迎えました。新年のお喜びを申し上げます。本年もよろしくお願いを申し上げます。

本日の臨時議会でございますが、一般会計補正予算と市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての2議案を上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

19番 滝田 志孝君

20番 高田 悦男君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。この臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（水上正治君） 日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。本件は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、広域連合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票により行うことにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は投票により行うことに決定しました。
議場を閉鎖させます。

（議場閉鎖）

○議長（水上正治君） ただいまの出席議員は16名です。投票用紙を配付させます。
（投票用紙配付）

○議長（水上正治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 配付漏れはなしと認めます。
次に、投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）

○議長（水上正治君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

○事務局長（澤村俊夫君） それでは、議席の順にお呼びいたしますので、時計回りで順番

に投票願います。

2番 渡辺健寿議員。3番 久保居光一郎議員。4番 高德正治議員。6番 沼田邦彦議員。7番 佐藤昇市議員。8番 佐藤雄次郎議員。9番 野木 勝議員。10番 大橋洋一議員。13番 平山 進議員。14番 水上正治議員。15番 小森幸雄議員。16番 平塚英教議員。17番 中山五男議員。18番 樋山隆四郎議員。19番 滝田志孝議員。20番 高田悦男議員。

(投票)

○議長(水上正治君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(水上正治君) 投票漏れはないものと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(水上正治君) 直ちに開票を行います。開票にあたり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人2名を指名いたします。

立会人に2番 渡辺健寿君、3番 久保居光一郎君を指名いたします。

立会人は開票の立会いを願います。

(開票)

○議長(水上正治君) ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票総数16票、無効投票総数0票、候補者別投票でありますけれども、大谷範雄君14票、平塚英教君2票。以上のおりであります。

したがって、大谷範雄君が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました大谷範雄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) ごあいさつを申し上げます。ただいま栃木県後期高齢者医療広域連合議会選挙におきまして、ご協力いただきまして当選をさせていただくことになりました。まことに光栄でございます。先ほども所信の中で述べさせていただきましたけれども、平成20年の4月から本制度が施行されております。県を挙げ、そして市を挙げてこの制度の円滑な運営に今まで取り組んでまいりました。昨年9月には新政権が誕生いたしまして、新政権のマニフェストの中では後期高齢者医療制度を廃止するといったしているところがございますが、現状では段階的な廃止として一部修正をされているようでございます。私といたしましては、国等の動向を十分に見すえながら、慎重に本制度については対応してまいり所存でございます。

さらに、市民への説明責任を十分に果たさなければなりません。そして、議会、住民の皆さん方の意見も十分に議会に反映されますよう努力を傾注する所存でございます。さらなる議会議員各位の皆様方のご支援、ご協力をお願いを申し上げまして、所信とさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

◎日程第4 議案第2号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（水上正治君） 次に、日程第4 議案第2号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第2号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車及び選挙運動用ポスター並びに長の選挙における選挙運動用ビラにかかる経費を公費負担とすることにより、立候補者の負担の軽減及び立候補の機会均等を図るとともに、明るい選挙、正しい政治を目指すことを目的といたしまして、当該公費負担の取り扱いに関する規定の整備を行うための条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明をさせたいと思っております。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、ただいま上程されました那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

まず、選挙運動の公費負担、いわゆる選挙公営制度の概略についてご説明を申し上げます。公職選挙法におきましては、選挙運動についてさまざまな規制を加えておりますが、それでも選挙には巨額な費用がかかり、選挙負荷への要因になるとも言われております。

そこで、公職選挙法ではお金のかからない選挙を実現するとともに、選挙の公平性を確保するため、地方公共団体がその費用を負担いたしまして選挙運動を行ったり、候補者の行う選挙運動の費用を負担することなどを規定しております。これらを総じまして選挙公営制度とっております。

選挙公営制度の中には、必ず行わなければならない義務的なものと、地方公共団体の条例に委ねられている任意性のものがあります。また、選挙公営には選挙公報のような選挙管理委員会がみずから管理執行するものと、選挙用はがきなどのようにその経費を地方公共団体が候補者にかわって負担するものがございます。

それでは、具体的なご説明を申し上げたいと思います。議案の第1ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1条の趣旨でございますが、ここでは、本条例を制定するにあたり、公職選挙法における根拠条例を示しつつ選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、条例で定める旨を規定しているものでございます。

続いて第2条の選挙運動用自動車の使用の公費負担についてでございます。この条項の対象となりますのは議会の議員及び長の選挙における候補者となっております。ここでは選挙運動用自動車における選挙運動期間中の告示の日から投票日前日までの7日間、または無投票になった場合には、告示日の1日間における1日当たりの公費負担限度額を6万4,500円と規定しております。

ここで、後段のほうにただし書きがございますが、ただし書きについて説明申し上げますと、開票の結果、候補者における得票数が法定得票数に満たない場合、いわゆる供託物が市に帰属することになった場合には公費負担の対象とならないという主旨でございます。

法定得票に関しまして補足いたしますと、議会の議員の選挙の場合には、有効投票数を議員定数で除算し、さらに10で除算した数を小数点以下を切り上げまして、その数字以上の得票数がないとき、また、長の選挙の場合には有効投票総数を10で除算した数、これも小数点以下は繰り上げでございますが、以上の得票数がないときには公費負担の対象とならないことになるわけでございます。

続いて、第3条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についてでございます。ここでは、条例第2条の適用を受けようとする者は、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送業を営業者、その他の者との間において、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結した後に、その締結した旨を市の選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

続いて第4条でございますが、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続きについて規定しております。まず、第1項におきましては、条例第3条の届出をした候補者が第

2条のただし書き以下に示してある供託物が市に帰属されない場合においては、選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結した相手先である一般乗用旅客自動車運送業を営業者、その他の者からの請求に基づいて、市がその業者に支払う旨を規定しております。

この場合におきましても、次に説明します区分に応じて限度額が規定されております。まず、第1項第1号においてでございますが、いわゆるハイヤー契約でありまして、自動車、運転手及び燃料代込みでの選挙運動用自動車契約の場合の1日当たりの上限額を6万4,500円と規定しております。

また、第2号におきましては、そのうちアにつきましては、選挙運動用自動車の借り入れ契約の場合、いわゆるレンタル契約の1日当たりの上限額を1万5,300円、また、同号イでは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する燃料契約代金の場合、1日当たり上限額を7,350円、また、ウにおきましては選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約の場合の1日当たりの上限額を1万2,500円と規定しております。

続いて、第5条でございますが、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についてであります。この条文におきましては、選挙運動用自動車の使用に関し、ハイヤー契約とレンタル契約の双方の契約を締結している場合には、候補者の指定によりいずれかの契約を選択できる旨の規定をしております。

続いて第6条の選挙運動用ビラの作成の公費負担についてであります。この条文の対象となるのは、長の選挙における候補者となっております。選挙運動用ビラの公費負担限度額を1枚当たり7円30銭に、公職選挙法で定められております対象限度枚数1万6,000枚を乗じて得た11万6,800円以内と規定しております。この条文におきまして、第2条ただし書き以下の候補者における得票数が法定得票数に満たない場合、いわゆる供託物が市に帰属するとなった場合には公費負担の対象とはならない旨をあわせて準用規定で定めております。

続いて第7条でございますが、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出であります。ここでは第6条の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成を依頼する業者との間において、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結した後に、その締結した旨を市の選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

続いて第8条でございますが、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続きでございます。まず、第7条の届出をした候補者が第2条のただし書き以下に示してある供託物が市に帰属されない場合におきましては、選挙運動用ビラの作成に関し、有償契約を締結した相手先であります業者からの請求に基づきまして、市が支払う旨を規定しております。

ここで補足いたしますと、第6条において公費負担限度額を11万6,800円以内と説明いたしましたが、例えばビラの作成枚数が1万枚であり、1枚当たりのビラ作成単価が5円で

あるとした場合の契約金額は5万円となります。1枚当たりのビラ単価上限額が7円30銭であるとしておりますが、5円と7円30銭を比較して安価なほうを公費負担の対象の算定基礎としますので、契約する相手先の業者からの請求金額は5円掛ける1万枚、5万円となります。

続きまして第9条選挙運動用ポスターの作成の公費負担についてであります。この条の対象となりますのは議会の議員及び長の選挙における候補者となっております。ここでは、第11条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額に、選挙運動用ポスターの掲示箇所数を乗じて得た金額の範囲内を公費負担限度額と定めております。

本市におきましては、公費負担額についてちょっと細かく説明いたしますと、第11条に規定している内容で選挙運動用のポスター1枚当たりの作成単価限度額を算出した場合、1枚当たりの単価限度額は1,969円となり、本市のポスター掲示場の数は207カ所となっておりますので、公費負担限度額は40万7,583円以内となるわけであります。

また、この条においても第2条ただし書きの適用がございまして、候補者における得票数が法定得票数に満たない場合、いわゆる供託物が市に帰属するとなった場合には、公費負担の対象とならない規定を設けております。

続いて第10条でございますが、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出でございます。ここでは、第9条の適用を受けようとする者は選挙運動用ポスターの作成を依頼する業者との間におきまして、選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結した後に、その締結した旨を市の選挙管理委員会に届け出るという内容を規定しているものでございます。

続いて第11条でございますが、選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払い手続きであります。まず、第10条の届出をした候補者が第2条のただし書き以下に示してある供託物が市に帰属されない場合におきましては、選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結した相手先であります業者からの請求に基づきまして、市が支払う旨を規定しております。

ここでちょっと細かく説明いたしますと、第9条におきまして、公費負担限度額を40万7,583円以内と説明いたしましたが、例えばポスターの作成枚数が250枚を作成した。1枚当たりのポスター作成単価が税込み500円であるとした場合の契約金額は12万5,000円となりますが、当該契約金額の全額が公費負担対象とはならないこととなります。

では、どの範囲なのかと言いますと、まず対象となるポスターの枚数は先ほども言いましたように、本市のポスター掲示場の数は207となっておりますので、その同数の207となります。1枚当たりの作成単価につきましては、1枚当たりの単価限度額の1,969円と契約単価の500円を比較し、安価なほうを公費負担対象の算定基礎といたしますので、契約相手先の業者からの請求金額は207枚掛ける500円、10万3,500円というふうな数字になってまいります。

続いて第12条でございますが、委任の条項でございます。この条につきましては、定例的な条項でありまして、本条例に規定してあるもののほか、必要となる事項につきまして選挙管理委員会が別に定めることを委任する規定であります。

以上が本則の部分の内容となります。

最後に附則部分に移りますが、今後予定されております議会の議員の選挙がご案内のとおり本年の4月25日ということで選挙管理委員会のほうで決定しております。周知期間を勘案した上で条例の施行日を公布の日施行としているものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 確認なんですけど、今回の選挙運動費用負担の公費助成については、那須烏山市が施行することによって県内14市が全部公費負担となるというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 市長選におけるビラの作成を除いてはすべての市が公費負担になります。下野市が市長選が公職選挙法の改正前でありましたので、ビラの部分はありませんけれども、近い将来、このビラの部分もすべての市で公費になるというふうに考えられます。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（水上正治君） 日程第5 議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算の概要であります。予算額3億2,683万3,000円を増額いたしまして、補正後の予算総額125億9,076万7,000円とするものでございます。内容につきましては、一般会計補正予算第5号につきまして速やかに対応しなければならない事務事業が生じたことから、補正予算を編成したところでございます。

歳出につきまして申し上げます。教育費の増額補正でございますが、烏山小学校の本校舎の補強、改修工事を平成22年、平成23年度に計画をいたしておりましたけれども、本年度中に予算化をすることにより、有利な国庫補助金を受けられることとなりますことから、前倒しで計画をいたしまして計上させていただきました。

また、人件費の補正につきましては、12月定例会で補正をさせていただきましたが、誤謬により増額計上させていただきました。

歳入につきまして申し上げます。地方交付税は確定をいたしております普通交付税を増額補正をいたしました。また、国庫補助金は安全安心な学校づくり交付金及び地域活性化公共施設投資臨時交付金並びに市債の義務教育施設整備事業債を追加計上いたしました。なお、市債につきましては、すべて合併特例債でございます。

以上提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 歳出の項で、教育費であります、小学校施設整備費であります。先ほど提案理由の中で市長のほうから説明があったのは、平成22年度、平成23年度に実施を予定していた小学校の耐震化の工事を、国の地域活性化公共投資臨時交付金を受けて前倒しでという意味でいいのかな、実施したほうが有利だということで提案したという説明でありましたが、これはこの間、全員協議会で説明のあった平成21年度第二次補正予算計上額5,000億円、国のほうでね、その内閣府の地域活性化きめ細かな臨時交付金を受ける、それをこれに充当するというような考え方でよろしいのかどうか。

なおかつ、これについては工事の計画、平成22年度、平成23年度でやろうというわけだったんでしょうけれども、それが平成21年度の予算措置ということでございますが、工期については平成22年度、平成23年度の2年間をかけてやるという理解でよろしいのかどうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 地域活性化公共投資臨時交付金の関係であります、これにつきましては平成21年度の第一次補正、いわゆる4月10日に経済危機対策関係の骨子が示されました。その中で交付金でございまして、ただいま平塚議員が質問されましたきめ細やかなものにつきましては国の第二次補正予算になるわけでございまして、公共投資臨時対策交付金については第一次補正予算で措置された交付金を補助裏として充当できるということでございますので、今回計上いたしたということでございます。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 烏山小学校の改修関係につきましては、当初の耐震化計画で平成22年度、平成23年度、これは本校舎と北、南校舎、それぞれ3棟ありますので、そのような2カ年というような考え方で進めてきておりましたが、先ほど市長、総合政策課長が言ったように、補助が使えるので前倒しで早く準備できるものはしなさいということなものですから、今回、補正に手を挙げさせていただきました。

ただ、あくまでも平成21年度予算であります、今後補助交付決定が来るのは4月ごろになる見込みであります。ですから、それ以降入札、執行し、議会の議決をいただいて、できれば事務局としましては6月ごろから9月ごろまで4カ月間ぐらいで改修をしたいと考えているところでございます。ちなみに平成23年度は北校舎と南校舎を実施したいと考えているところでございます。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 歳入については理解をいたしました。歳出で2、3お伺いしたいと思います。

まず、職員の人件費、今回は教育費に限って2,700万円ほど各所で増額いたしました。なぜ教育費だけがこのように増額しなければならなかったのか。これが1点です。

次に、今回の補正は烏山小学校の整備費の委託料と工事請負費合わせておよそ3億円ほどありますが、私は先ほど、きょうの議案書をいただいたばかりでこの内容を検討するいとまがなかったわけなんです。烏山小学校の整備に関する予算額、これまでに幾ら計上してあるのでしょうか。これが1点。

それと、今回およそ3億円の予算を計上するわけですが、あと整備が完了するまで、先ほどの説明を聞きますと本校舎から北校舎とかありますが、それらがすべて完了するまでの総事業費は幾らを見込んでいるのか。

以上お伺いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） まず、教育費の人件費の関係でございますが、先ほど市長の提案理由の中に12月の議会の第4号補正予算の中で対応した部分が間違っただというご説明がございましたけれども、大変申しわけございませんでした。私どもの事務局の計算間違いで本来300万円減額するところを3,000万円減額してしまった。2,700万円ほど多く減額してしまったという経緯がございます。

これは第10款第5項がその項目になってしまったんですが、12月に議会で議決いただいた後、支払いするにあたりまして支払いができなくなってしまったということがありますので、第10款の中で人件費を流用させていただきました。その結果、第10款全般にわたりまして今回数字を割り振らせていただいた。その結果が2,700万円という数字になっております。大変申しわけございませんでした。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 烏山小学校全体を見ますと、耐震化計画にもありますように、体育館につきましては新築というように考えておりまして、これが約4億2,000万円ほど、今回烏山小学校の本校舎、中央棟ですね、これがおおむね3億円ということになります。今後、平成23年度には北校舎と南校舎、これは合わせて同時に、烏山小学校は既に大規模改修をやっておりますので、北と南のほうはほぼ耐震補強だけということになります。

すが、大体これはまだ設計が終わっていませんので明確な数字は申し上げられませんが、1棟1億円ぐらいみた場合2億円程度、合わせて9億2,000万円ほど工事関係についてはかかるかなど。ただ、このほかに実施設計、診断とか、そういうもろもろのものもございまして、おおむね10億円近い数字がかかるかと思っているところでございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） どちらも討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま上程をさせていただきました議案につきましては、それぞれ原案のとおり可決、ご決定を賜りましたことは、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

新しい1年がスタートいたしました。議員各位におかれましては、今後とも住民の代表と

いたしまして市政の発展と住民福祉向上のために、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りたいと考えております。

初春とはいえ、大変厳しい寒さが続いております。議員各位におかれましては健康に十分に留意をされまして、ご活躍されますようお祈りを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、平成22年第1回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[午前10時46分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成22年3月2日

議 長 水 上 正 治

署 名 議 員 滝 田 志 孝

署 名 議 員 高 田 悦 男